月例総会議事録

1　招集日時　　令和８年４月 16 日（木）

2　開会日時及び場所

令和８年４月 16 日（木）　午後２時 20 分

防府市役所　本館２階　共用会議室２Ａ・２Ｂ・２Ｃ

3　閉会日時　　令和８年４月 16 日（木）　午後３時 25 分

4　委員氏名

⑴出席者（16 名）

（１番）池田　静枝　（２番）石川　眞平　（３番）小山　巽　（５番）原田　政祥

（６番）倉重　俊則　（７番）木原　伸二　（８番）田村　正信　（９番）松田　祥治

（10 番）貞平　克己　（11 番）池田　寛　（13 番）熊安　悦子　（14 番）末廣　儀久

（15 番）弘中ヨネ子　（16 番）原田　道昭　（17 番）藤井　伸昌　（18 番）横木　勉

⑵欠席者（２名）

（４番）関谷　芳広　（12 番）松永　初惠

5　議事に参与した者

農業委員会事務局長　　岡田　由紀江

〃　事務局長補佐　　砂田　智子

〃　書　記　　徳永　有華

〃　書　記　　田中　翔大

6　提出議案及び報告事案

議案第 19 号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第 20 号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第 21 号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第 22 号　農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機構間契約）

議案第 23 号　農用地利用集積等促進計画案について（機構・受け手間契約）

議案第 24 号　農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）

議案第 25 号　農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

議案第 26 号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告第 28 号　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

報告第 29 号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第 30 号　農地法第１８条（通知）

報告第 31 号　農地法施行規則該当転用届について

報告第 32 号　許可取消申請について

報告第 33 号　地域計画の変更について

７　会議の要領及び議決事項

議長　本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名する。

18 番　横木　　勉委員

１番　池田　静枝委員

午後２時 20 分開会

〇事務局　それでは、ただいまから令和８年度第１回目となります４月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡がありました委員は、４番、関谷委員、１２番、松永委員の２名の方でございます。なお、出席委員さんは過半数を超えておりますので、農業委員会会議規則第６条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

〇藤井会長　（あいさつ）

それでは、議事を進行してまいります。

本日の議事録署名委員さんは、１８番の横木委員、１番の池田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第１９号、事務局、説明お願いします。

〇事務局　初めに、議案の取下げをお伝えいたします。

議案書２ページ、申請番号５が取下げとなりました。

では、御説明いたします。議案書の１ページ、資料の１ページからとなります。

議案第１９号は農地法第３条の規定による許可申請についてです。今回の申請は８件になります。

目的については、所有権の移転が８件です。

譲受理由は、以前から管理していた農地の取得が２件、規模拡大が２件、耕作便利が３件、新規就農が１件です。

譲渡理由は、相続人不在のためが１件、規模縮小が１件、耕作困難が４件、高齢のためが２件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇藤井会長　それでは、１番、地元委員さん、説明お願いします。

〇１４番　１４番の末廣です。議案第１９号の１は所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞

き取りを４月６日に行いましたので報告いたします。

現地は、――――――――の北２００ｍのところにありますが、現地は近くに住む人が１０年近く前まで耕作されていたんですが、お亡くなりになりました。耕作放棄地となっておりまして、大変荒廃しておりました。

３ページを見ていただくと分かるんですが、今回の申請地で、緑色に囲んである――――、これが今回申請地ですが、その下に――――というのがあるんですが、これは今回の――――――――の家です。この土地は、緑色の上の部分、水と書いてありますが、川なんです。川土手になっておりまして、カヤなんかが繁茂しておったのを今回の譲受人がきれいにしたということでございます。

この土地は――――――――――の土地だったんですが、１０年以上前に亡くなられて、――――が相続放棄されたんで、相続管理人扱いということになりまして、今回ようやく売買が成立したということです。

今回の譲受人は、――――――――――――――――――――――――です。

次に、農地法第３条第２項の農地の権利移動の制限に関する事項ですが、各号とも問題になるようなことは見当たりません。皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○藤井会長　それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、１番、承認されました。

続きまして、２番、地元委員さん、説明お願いします。

○６番　６番、倉重です。議案第１９号の２は――――、これは所有権移転の案件であります。場所は――です。ページは６ページがよく分かるかなと思います。――の山のほうです。

この地所は譲受人の――――が代々耕作されとって、譲受人は会社勤めでありましてあまり関与しておられなかったんですが、それも、―――が２年ぐらい前でしたか、お亡くなりになりまして、本人もちょっと仕事があってやれないよということであります。

譲渡人と譲受人の聞き取りは今月の１４日にやっております。

それで、譲受人ですが、この方は何でもやる方でありまして、営農計画書御覧になりますと米のことばっかり書いてありますが、実はミカンもできます。もともとは――――に所属しておられました。このたびの営農計画書にはミカンの道具は何も書いてないんですが、実は持っておられます。ミカンに関しては農協の営農指導員さんからいろんな情報、例えば、もう最近は薬が変わってから、古い薬は使ってはいけないというのがありまして、そういう情報もお持ちですんで、農業に関しては大変熱心でありまして適任だと思っております。

あと、この方は実は地域にもすごく協力的でありまして、自治会ではたしかもう相談役をやっておられて、常日頃から自治会の行事とか草刈りとか非常に協力的でありまして大変助かっております。

あと、問題はちょっとお年を召されてきたかなと思いますが、近くに――――、それと――――――もお住まいでありまして、その方がいつも手伝っておられますので全然問題はないです。

現地確認も４月１４日にやったんですが、スパイダーモアとか、すごくきれいに草が刈ってありまして、全然問題はないと考えております。報告は以上です。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、承認されました。

続きまして３番、地元委員さん、説明お願いします。

○８番　８番、田村です。議案第１９号の３は所有権の移転の案件です。来る４月７日に現地確認、４月１２日にヒアリングを行いましたので報告します。

現地は、ページ数では１０ページの―――より南に約５００ｍくらいのところにあります。

譲渡人は、農業を行う意思はなく、農業機械等も持っていないということです。

譲受人は会社勤めで、ページ数では１２ページの営農計画書のとおり規模拡大をしたいということで、自宅よりは直線距離で約１００ｍ以内にあります。

私としては、農地法第３条許可申請に係る許可基準における全ての基準に達してると思います。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、３番、承認されました。

続きまして４番、地元委員さん、説明お願いします。

○５番　５番、原田です。議案第１９号の４は所有権移転の申請です。現地確認につきましては、４月７日に事務局３名と木原小委員長と共に実施しております。それからその後、譲渡人、譲受人と話を聞いて調査もしておりますんで、その内容を報告します。資料につきましては、１３ページから１６ページということになります。

１４ページを出していただいたらと思います。申請地につきましては、―――が南、下地のほうにありますが、―――から北側にある１種農地で、―――という地区になります。西側の１５０ｍぐら

いのところですが、――――――――――が南北に通っておるというところです。

次に、１５ページを出していただいて、申請地の状況について説明します。

ここは水田に囲まれておりまして、東と南側に水路が走っておるというところで、それから昨年まで譲受人のほうが借りて稲作を行っておったということです。それと、申請地の、今、北と西側はこの譲受人の農地があります。ここの申請地につきましては、２０年以上前から貸借によって作られておったという話です。申請地に入るための道路はまずないといったような状況で、農機具の出入りも困難な状態のところでありまして、譲受人があぜを越して農作業しておったという状況です。

譲渡人については、もうかなり高齢になっておられまして、水田かなり持っておられたんですが徐々に手放しておられまして、稲作もやめておられまして、タイミングがよかったという話でありました。

次に、１６ページに営農計画書があります。内容について、ざっと見まして、問題ないと判断します。

農地法第３条第２項の農地の権利移動の制限に関する事項にということで、全て要件については満たしておるというふうに判断しております。審議よろしくお願いしたいと思います。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

今回の申請人、御高齢なんですけども、ちゃんとこれは後継者育っておるんでしょうね、譲受人は。

○５番　受け人のほうですか。受け人の状況は、実は本人が――――――――――――――――思ったように作業できないということなんですが、――――が、勤めながらということではありますが、今、主体的にやっておられますんで、問題ないというふうには思っております。

ただ、ちょっと気になるところが、すぐ近くなんですが、小さい水田なんですが、ちょっと耕作されてないところがあるというのがちょっと問題で引っかかってはおるんですが、この前も話をしに行きまして、あそこ、どうにかしてくださいよという話は一応しておきました。

○藤井会長　その点が一番引っかかっておりますので、ぜひその辺を管理していただけるようによろしくお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、４番、承認されました。

続きまして６番、地元委員さん、説明お願いします。

○１１番　１１番の池田です。議案第１９号の６は所有権移転の申請です。４月９日に市職員３名、横木委員と私の５人で現地確認をしました。４月１２日に譲渡人、１４日に譲受人から聞き取りを行い

ましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元資料の２３ページと２４ページのとおり、――――――――があるんですが、その――――――をちょうど出くわしたところに、―――に沿って１００ｍぐらい下った近くにあります。

所有者の譲渡人は地区外に居住しておられ、昨年―――も亡くなられて、これまでは使用貸借で当該土地を使用してもらっておられましたが、このたび譲受人から申し出て譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、当該農地で長年、きれいに花を作っておられます。それ以外に野菜とか栽培されており、畑としては非常にきちんと管理されておりました。

次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についても特に問題ございません。許可要件も全て満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、６番、承認されました。

続きまして７番、地元委員さん、説明お願いします。

○１５番　１５番、弘中です。議案第１９号の７は所有権移転の申請です。現地確認を４月８日に事務局２名と原田委員とで行いました。申請者への聞き取りは４月８日に行いましたので報告します。

現地は、資料２７ページから２９ページを御覧ください。――――――――から北東４００ｍのところにあります。話を聞いたところ、譲渡人は相続により農地を取得した。県外に住んでおり、維持管理に困っており、隣接する譲受人に電話でお願いしたら話がまとまったので譲り渡すとされ、譲受人は自分の農地に隣接しているので譲り受けるとのことです。

３０ページの営農計画書を御覧ください。稲作で――――に作業委託をお願いされ、――より、全て作業委託はできない。水管理、あぜの草刈りなどは自分でするようにと言われたので、それは自分でするので譲り受けることにしたということです。所有されている農地は自己保全管理をされているので、問題はないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

これは農作業を――に委託して水稲栽培をするという解釈でよろしいんですよね。

○１５番　はい、そうです。今年はちょっとまだ苗の注文などできないから、来年からやるということでした。

○藤井会長　分かりました。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、７番、承認されました。

続きまして８番、地元委員さん、説明お願いします。

○１５番　１５番、弘中です。議案第１９号の８は所有権移転の申請です。現地確認を４月８日に事務局２名と原田委員とで行いました。申請者への聞き取りは４月１０日に行いましたので報告します。

現地は、資料３１ページから３３ページを御覧ください。市道――――が通っており、市道より２５ｍのところにあります。――――の宅地は譲渡人の自宅で、現在、譲受人が借りて居住しています。

話を聞いたところ、譲渡人は市内で――を経営しており、管理に困っていた。――地区の人より新規就農の人に――の実家を貸してほしいと頼まれ、家を貸すことにされ、まじめに農業に取り組まれているので譲り渡すとされた。譲受人は平成２７年に新規就農され、農地も規模拡大されている。

３４ページの営農計画書を御覧ください。家から近く、市の水道も引いてあるので、譲り受けることにしたということです。

農地法第３条第２項の件ですが、これは全部クリアされているので問題ないと思いますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、８番、承認されました。

続きまして９番、地元委員さん、説明お願いします。

○１４番　１４番、末廣です。議案第１９号の９は、空き家の購入とその付随する農地を譲り受けることによる所有権の移転の申請です。新規就農者です。現地確認を４月６日、申請者への聞き取りを４月７日に、また現地の耕作者、現在の耕作者である――――――――にもお話を聞いておりますので御報告します。

この土地は、―――が個人的に耕作を行っておるということでした。場所は、――――――――から北へ約５００ｍのところにある――という集落があるんですが、その集落の周りにある農地でございます。議案書の３５ページ真ん中辺に集落が、あれが――という集落です。その西のほうに農地がございます。

最初にこの議案書を見たとき、果たしてこれできるんだろうかと思いましたが、本人が非常に熱意を持っておられまして、それと―――との対話により、何とかできるんじゃないかと思いましたので、

以下報告をいたします。

御本人は―――で、――――――――、――――――に勤めていらっしゃるということです。どうやって農業やるかということなんですが、今の―――が直々に指導しながら、しばらく共同で行うということのようです。農機具は草刈り機とわずかな農具しかありませんので、現在ＪＡに注文中ということです。

次に、農地法第３条第２項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第１号の全部効率利用要件についてですが、農機具については現在購入申込中ということですが、何とか農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第２号の農地所有適格法人以外の法人規定及び第３号の信託要件の規定には該当いたしません。

第４号の農作業の常時従事要件ですが、譲受人が農作業を行う必要がある日数については農作業に従事すると見込まれると判断をいたします。

第５号の転貸禁止要件ですが、後に自ら耕作をされるということで、転貸要件には該当いたしません。

第６号の地域調和要件ですが、この集落に居住することで、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率化、総合的な利用の確保に支障を生じないものと考えております。また、この集落の方々はどうも非常に期待をしておるということのようです。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○６番　６番、倉重です。この方は農業経験、どのぐらいの経験があるんですか。農業経験、実際に。

○１４番　ありません。

○６番　全然ないんですか。

○１４番　ないです。

○６番　どこかお習いになるとか、そういうこともお考えではないですか。例えば農業大学校で習うとか。

○１４番　いや、ありません。今さっき説明したように、――――――というところがあります。―――が個人的に耕作しているんです。それで今度、来月から一緒に農作業やると。教えながらやるということのようです。

だから、すぐすぐ自立、自分でやるということにはならないと思います。１年はかかると思います。そういうふうには私も聞いております。

○６番　分かりました。ありがとうございます。

○藤井会長　ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○２番　２番、石川です。新規就農ということなんですが、申請はされないんですか。

○藤井会長　出てないの、事務局。新規就農の就農給付金とかそういう補助金事業。

○２番　補助金が出ると思うけど、このパターンだったら。

○事務局　農林水産振興課のほうにということですかね。ちょっと確認が取れておりませんので、すいません、確認いたします。

○藤井会長　恐らく認定新規就農者の資格が取れると思うんで、あえて取られない、勤めながらやられる感じで難しいのもあるんかもしれないんだけど。その辺は確認しとってください。

○２番　自分で販売してしまったら、もう新規就農にならなくなるので、やる前に申請せんと。お願いします。

○事務局　御指摘ありがとうございます。確認しておきます。

○藤井会長　でも、恐らくしばらく兼業のつもりなんでしょう。兼業でしょう、しばらくは。会社を辞められるつもりは。

○１４番　会社といっても―――にお勤めのようですから、割と時間が自由にできるようなことは言っておりました。今、自宅も改造中なんですが、自分で改造されてます。もう住んでて、改造中です。

○藤井会長　分かりました。将来的にどういうふうにされるのか確認された上で、農業を専業にされるんならそういった手続も必要になろうかと思いますんで、その辺、ちょっとまたよく確認してください。

○事務局　事務局のほうから――――を通して聞いたところによると、末廣さんの言われたように、しばらく兼業農家をして、―――に教えを請うて、自身で自立できそうだったら農業一本にしていきたいというふうに思われていらっしゃるので、ちょっとすぐすぐには難しいかもしれないです。

○藤井会長　これ所有権の移転ということで、地図見ると小さい田んぼがいっぱい散らばっとって、新規就農されるにはあまりにも条件的にかわいそうでですね。

○１４番　これだけ除いて、あとは要る、これは要らんということにはならないようです。空き地、空き家と一緒に全部買わないといけないので。

　主にここは果樹なんかを植えたほうがいいんじゃないかという提言はしときました。野菜が作れんです、ここはね、イノシシに全部荒らされるんで。草刈って、せいぜい柿とかビワとかミカンとか、そういったものを植えなさいというふうには言っときましたが、あとまた――――――――――のほうから詳しくは説明するだろうと思います。

○藤井会長　分かりました。せっかく農業に興味持っていただくので、なるべくいい環境でやっていただいて、先につながるような計画が立つように、――のほうにも協力仰いでいただけるようにお願いします。

　ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、９番、承認されました。

続きまして、議案第２０号、事務局、説明お願いします。

○事務局　初めに、議案資料の修正をお伝えいたします。

紙の資料を御覧の方、議案資料４６ページの事業計画書及び４７ページの土地利用計画図が差替えとなっております。

では、御説明いたします。議案書は４ページ、資料は４３ページからとなります。

議案第２０号は、農地法第４条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は１件で、転用目的は資材置場が１件です。

申請番号１は資材置場です。資料は４３ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長　それでは１番、地元委員さん、説明お願いします。

○２番　２番、石川です。議案第２０号の１は、自己所有の農地を転用して資材置場にしたいという申請です。

４月７日に事務局２名と池田さんと私で現地確認を行いました。４月１２日に電話で申請人の御主人とお話をしました。その結果を報告します。

現地は、――――――――――――――――の東側の入り口辺り、そのすぐ北側にあります――――という地区にあります。

私もそこ農地って知らなかったんで、去年初めて気がついたとこですが、山の中腹みたいなとこで水もないですし、とても農業に向くようなとこではありません。

去年気がつきまして、荒れてるのと、それから周りに資材のような廃材のようなものが土地の一番端っこのほうへ置いてあるということで、農地パトロールで指摘をいたしました。その後、今回資材置場として使いたいという申請が出ました。――――をされてますんで、――――ですから、資材置場としては、すぐ近いんで便利だろうとは思います。

現在、既に入り口辺りだけ草刈ってあるんですが、あとは荒れて、カヤが背丈より高くなってます。それから、今言いましたように、資材なんか廃材なんか分からんものがどんどんと置いてあるという状況になってますんで、それは是正してくださいということで、カヤは刈ってくださいということでお願いをしましたところ、すぐ刈りますという返事でした。

農地なのに違うものに使ってるという状況になってますんで、始末書は出てますが、今言いました

ように農地としては大変不向きなので、きちっと管理をしてもらったほうが地域のためにもなるかなと思いましたので、荒れるよりはいいのかなと思って、地元委員としてはやむを得ないと思ってます。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、１番、承認されました。

続きまして、議案第２１号、事務局、説明お願いします。

○事務局　御説明いたします。議案書は５ページ、資料は４９ページからになります。

議案第２１号は、農地法第５条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は４件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が１件、太陽光発電設備設置のための進入路が１件、自己用住宅が２件です。

申請番号１は、太陽光発電設備です。資料は４９ページからになります。農地の種別は、集団農地面積４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断します。

申請番号２は、太陽光発電設備設置のための進入路です。資料は５７ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断します。法定外公共物使用許可申請中です。

申請番号３は、自己用住宅です。資料は６３ページからになります。農地の種別は、集団農地面積０．０２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断します。開発許可申請中です。

申請番号４は、自己用住宅です。資料は６９ページからになります。農地の種別は、集団農地面積１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断いたします。開発許可申請中です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　それでは、１番、２番、一括上程させていただきます。地元委員、説明お願いします。

○２番　２番、石川です。議案第２１号の１は、農地を転用して太陽光発電施設を造りたいという申請です。４月７日に事務局２名と池田委員さんと私で現地確認を行いました。それから、４月１３日から１５日にかけてヒアリングを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、――――――――――――――――――のトンネルのすぐ北側にあります。――――ということになります。

この土地は、もともと別の太陽光発電の事業者が設置しようとして、今回の場所だけじゃなくて、周りも併せて話を進めていたようです。

ただ、ハザードマップが変わりまして災害地域に指定されましたので、前の業者は設置したらほかの方へ転売するという業者でしたので、買い手が撤退してしまったということで、また新たに探さないといけないということになったところへ今回の業者からダイレクトメールが来たということで連絡をしたところ、譲り受けますということで話が進んだということです。

譲渡人については、この農地以外にまだ１２枚ぐらい山田があるとおっしゃってるんですが、跡継ぎがいらっしゃいません。―――がいらっしゃるんですが、――――――――――――――――、―――で管理もできないという、何か――――――――――――――と言われましたが、ということで悩んでいたということでした。

今日、さっき説明がありましたが、この方、お金払って国に譲るっておっしゃってましたけど、払う金額聞いたら多分びっくりされると思いますけど、そういう要望のある方です。

譲受人は本来施工業者で、やっぱり転売が多い業者ということでしたが、今回の件については、当面自社で運営する予定ということでした。

それから、地元説明会も開催をされてます。要望がいろいろあって、草刈りは年間４回するというふうに答えたということです。それから、フェンスの外、農道、水路も管理をしてくださいということでお願いをしております。施設の北側になる水路は、使われてないんじゃないかと言われてましたけど、草ぼうぼうで、実はその中、水、流していると思うんですが、今より悪くならないように管理をしてくださいということでお願いをしました。

それから、議案第２１号の２については、この土地に対しての進入路を仮設したいという、貸借で申請が上がったものです。貸付人にも確認を取りましたが、別に問題ないですということでした。この仮設道路造るとこも、前の業者さんは施設を造りたいということで話をされたようですが、今回は仮設道路だけということです。

ただ、この２つの土地、大きな段差がありますんで、１ｍぐらいあるんじゃないかと思うんですが、どういうふうにして入るかという話をしましたところ、幅４ｍの鉄板をかけてユンボ等を入れる予定ですということでしたんで、昔ながらの自然石の河原の石みたいな石垣ですから、壊れたら必ず修理をしてくださいということでお願いをしております。

着工も急いでるということで、許可が出れば５月にも着工したいという計画をしているということです。

周りにほとんど営農されてる農地がないので、営農に対しては影響はないと思われます。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

前の業者さんは、ハザードマップに引っかかっているからやめるということで撤退されたんですか。

○２番　その施設を買う約束をされていた方が、土砂災害ですんで、土砂来たら使い物にならなくなる

ということで撤退されたみたいです。

ハザードで、やってはいけないという話じゃないみたいです。

○藤井会長　ですよね。だから、今回の業者さんはそれでもいいということですよね。

○２番　そうです。

○藤井会長　分かりました。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決いたします。１番、２番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、１番と２番、承認されました。

続きまして３番、地元委員さん、説明お願いします。

○８番　８番の田村です。議案第２１号の３は、使用貸借権を使用した自己用住宅をつくるという案件です。去る４月７日に木原小委員長、事務局３名により現地確認、４月１２日にヒアリングを行いましたので、報告します。

譲渡人と譲受人は――――にあります。現地は第２種農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、開発許可申請中です。現地は畑地であったのですが、数年前に造成されていました。始末書は提出されています。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○５番　５番の原田です。この住宅についてちょっとお尋ねですけど、農家住宅ですか、それとも一般住宅なんでしょうか。

それと、ここの――――と――――なんですが、水害のある地区で、住宅の建築が規制されているところがあるかと思います。その辺について見解ですか、この後、４番もありますけど、よろしくお願いしたらと思います。

○藤井会長　事務局、分かりますか。

○事務局　都市計画課の開発係に確認したところ、去年開発の基準が少し変わったとのことです。それによって、今回の今の議案と次の議案にもつながるのですけれども、どちらともハザードが３ｍが基準となっておって、さらに、どちらともなんですけれども、避難経路がしっかりと確保されているというところが開発審査会にかけられて、そこで通れば許可が下りるというところで、今、審査されています。

先日、許可が下りたと、審査が通ったというようなところでした。

○藤井会長　これは、今回のこの件は分家住宅です。用途変更をかけるのが普通なんですけども、今、説明があったように、去年の都市計画法の開発の変更で、ハザードマップにかかったところは用途変

更もできないんですよ。それを通すには、用途変更を認めてもらわなくちゃいけない。これは県がするんですけれども、防府市が去年、権限移譲をいたしまして開発審査会というのを立ち上げて、そこで審査して許可を出せば、許可を下ろすことができるということになりました。

もともと農業委員会としては、前々から市のほうに、ハザードマップに引っかかって農家の住宅の空き家がいっぱいできる状況で、こういう用途変更ができないということは、その集落にもうこれ以上人が増えないので、その規制を何とか弱くしてくれという要望をしてきた経緯がありますので、その辺のところは、委員会としての審査で理解いただければと思います。

次も、―――のものも同じようなのですね。これもあと説明がありますけども、一応その辺のところを認識していただいて、後のほうも聞いていただければと思います。

○５番　ちなみに、水没するのは――のほうは何ｍですか。

○藤井会長　３ｍから５ｍです。その判断基準というのが、さっきありました、避難経路がどれだけしっかり確保できる、災害があったときにどういう避難対策を練るかというのが提出されておりまして、それに基づいて判断されるということになります。―――のほうも３ｍから５ｍです。

○５番　―――のほうはかなり高いところにあるんで、――はちょっと心配なんですけど、いざというとき逃げられるかなと思って。

○藤井会長　――のほうも、田んぼは低いですけど、この集落の半ばのところはちょっと高いんでね。高いと言ってもあまりそんなに差はないんですけど。そういうことです。

よろしいですか。ほかに何か御意見があればお願いします。

○５番　避難経路があるか、ないかという判断は、この会での判断ではないということですか。

○藤井会長　開発審査会のほうで判断します。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので採決に入ります。３番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、３番、承認されました。

続きまして、４番、地元委員さん、説明お願いします。

○７番　７番、木原です。議案第２１号の４は、自己用住宅の建築を目的とする使用貸借による権利の設定です。４月７日に事務局と原田委員とで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、――――――――のすぐ近くにあります。――の所有する農地に、―が独立して家を建てるということです。実家がすぐ隣にあり、残った農地は皆で家庭用の菜園として利用するそうです。申請地は第２種農地ですが、転用目的がはっきりしており、ほかに代替地もなく所有していないことから許可するのが妥当だと判断いたしました。

最後に排水計画ですが、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、地元の水利組合等に説明をされています。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長　審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成で４番承認されました。

続きまして、議案第２２号から２５号、一括上程させていただきます。事務局、説明お願いします。

○事務局　議案第２２号、議案書は６ページからです。議案第２２号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）について、議案第２３号は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。議案第２２号、２３号につきましては、県で公告予定の利用権設定が１０件になります。

農地の集積面積は２万８，６２９ｍ^2で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が１０件です。県で公告予定の利用権設定については、議案第２２号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第２３号によって貸付を行うものです。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案書は１２ページからです。議案第２４号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和８年５月２６日公告予定の利用権設定が３５件提出されております。

この件の集積面積は７万６，３０７．９５ｍ^2で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が３３件、賃貸借権の設定が２件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第２５号について御説明いたします。

議案第２５号は、農用地利用集積等促進計画案についてで、利用権設定の公告予定日が令和８年６月２６日のものが２件、令和９年２月２６日のものが１件となります。なお、これらは所有者が不明の農地です。

まず、１番についてですが、令和７年１０月１０日に所有者不明農地に係る公示を実施し、２月の公示期間中に、所有者等の申し出がなかったことから、１２月１１日にやまぐち農林振興公社に対し、農地法第４１条第１項に基づく通知を行いました。

２番と３番については、令和７年１０月２４日に所有者不明農地に係る公示を実施し、２月の公示

期間中に、所有者等の申し出がなかったことから、１２月２４日にやまぐち農林振興公社に対し、農地法第４１条第１項に基づく通知を行いました。

これらの農地は、令和８年２月２７日に常設審議委員会にて審議され、３月５日にやまぐち農林振興公社が山口県知事から農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定を得ました。

計画の内容は議案に記載しているとおりです。

本案件については、農地中間事業法第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長　それでは、審議に入ります。御意見のある方、御質問のある方、また地元委員さんで説明が必要だと思われる方、御意見をいただきたいと思います。

私のほうから１つ。議案第２３号に書かれている譲受人が初めて名前で聞いたんですけど、これどういった方なんですかね。――――、分かりますか。

○１６番　この２３号の１、２、３、４、それから５、６、それからあと９番、それからその後にも同じ人物で、２４号の中にも１件あるんですが、これは仲介役は――――――――――と、それから――――――――――――――の２人が絡んでいます。ほとんどがこれ、――の、地区でいうと――地区ですね。以前、――――という方が亡くなって、その人が耕作してた筆数が二十幾つあって、それをいろんな人に振り分けたんですが、一時期、中間管理機構が管理しながら振り分けて、今回の分は、半分は――――――――が以前、契約してた農地です。それと、個人名出すと、――――あたりがつくってた農地で、いずれも今回解約した理由が、水はけが悪いということで、特に――――――――はジネンジョですから、水はけがよくないとつくれないということで、契約期間が切れたと同時に、全部解約してしまったということで、持って行き先がなくなったために、――――――、それから――、それから一部は――――――が地権者と交渉したりしてまとめたということで、一応つくるのは牧草ですね。一部はＷＣＳというふうに聞いてます。一部、――――が以前作っている農地で、若干、あぜ草の刈る頻度が少ないというふうなことで、地域の人から多少苦情がある部分もあるんですけれども、これだけの農地を引き受けてくれる人もなかなか、特に――地区では見つからないので、今回、これもやむを得ないのかなということです。今、――――――が間に入ってますんで、彼がかなりよく――――という人を知ってますんで、それと――も間にかんでますんで、特に問題はないと思います。

○藤井会長　分かりました。

○１６番　以上です。

○藤井会長　ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。議案第２２号から２５号まで承認いただける

方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第２２号、２３号、２４号、２５号、承認されました。

続きまして、議案第２６号として追加させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局　御説明いたします。議案書は別冊で配付しております。

議案第２６号は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてです。

農業委員会等に関する法律第７条の規定により、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその推進の方法、目標の達成状況の評価の方法について定めなければならないとされており、また、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、前項の指針を変更しなければならず、また変更をしたときは、遅滞なく、公表しなければならないとされております。

内容につきましては、さきほど４月の農地利用最適化推進会議で、御説明しましたものでございます。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長　それでは審議に入ります。

先ほどの推進会議で御意見をした案件でございますけれども、改めて何か御意見があればお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第２６号を承認いたしました。

以上で、議案審議は閉じます。

報告事項が２８号から３３号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○事務局　報告第３３号は、令和７年３月２７日に報告されました地域計画の変更についてとなります。よろしくお願いします。

○藤井会長　どうぞ。

○１番　資料の２７ページなんですけれども、報告事項ですよね。第２９号の７なんですけど、うちのすぐ近くなんですよね。これって、あれですかね、もう工事されてるんですけど、ここに出てなくても、もう工事されてていいんですかね。すっごい賑やかに、もう突然ガーガー言い出して、１週間ぐらい前ですけどね。

○藤井会長　事務局。

○事務局　こちら届出になりますので、受理された時点で、もう工事してもよいということになりますので、届出自体はもう本日より大分前に出されていらっしゃるので、大丈夫かと思われます。

○１番　ああ、そうなんですか。何か随分音がひどいからびっくりしまして、近所の方も恐らく驚かれたと思います。以上です。

○藤井会長　これは届出だけで、こちらからどういう点に注意してくださいねとかいう指導も何もなしで。

○事務局　今のところは特に。何かあれば、その。

○藤井会長　工事に入るときには、住民の周辺の自治会か何か説明ぐらいあってもおかしくない。

○１番　全然聞いてないですね、回覧にもなかったし。何事かと思いました。

○藤井会長　そのほか何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　特に御意見ないようですので、以上で閉じたいと思います。慎重審議ありがとうございました。

午後３時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年　４月１６日

議　　長　藤井　伸昌

署名委員

署名委員